

令和6年度（令和5年度分）
社会福祉法人指導監査結果報告書

勝山市福祉課

I 社会福祉法人指導監査の概要

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)に基づき、平成25年4月1日より社会福祉法に定める社会福祉法人に関する権限の一部が県から市へ移譲されたことに伴い、社会福祉法人の指導監査についても平成25年度より市の所掌事務となった。

社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法第56条第1項の規定に基づき、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ることを目的としている。

令和6年度(令和5年度分)の社会福祉法人に対する指導監査は、社会福祉法人制度改革の内容を踏まえ、国が示した指導監査ガイドライン及び県が作成した指導監査調書等に基づき、以下の項目を重点項目として実施した。

1. 経営組織のガバナンスの強化
2. 事業運営の透明性の向上
3. 財務規律の強化
4. 資産管理

II 社会福祉法人に係る指導監査結果

1 指導監査の実施状況

勝山市所管社会福祉法人10法人のうち3法人に対して指導監査を実施した。その結果、3法人すべてに対し文書指摘を行い、改善報告を求めた。

○社会福祉法人の指導監査実施状況および結果

指導監査の実施状況		指導監査の文書指摘・口頭指摘状況		
対象数	実施数	文書指摘・口頭指摘有り	左記のうち文書指摘有り	文書指摘・口頭指摘無し
10	3	3	3	0

2 文書指摘・口頭指摘事項の延べ件数

文書指摘事項および口頭指摘事項の内容別件数（延べ件数）は、次のとおりである。

指 摘	組織運営							管 理					合 計	
	定 款	役員構成等	評議員・評議員会	理事・理事会	監 事	その他	計	事 業	人事管理	資産管理	会計管理	その他		計
文書指摘	1						1				6		6	7
口頭指摘										5	2		7	7
計	1						1						13	14

※文書指摘：「改善措置を文書をもって指導」を行い、一定の期限を付して改善報告を求めるもの

・口頭指摘：軽微な法令・通知違反の場合や文書指摘を行わない場合でも改善が見込まれる場合は、「口頭による指導」を行い、次回の指導監査等で確認を行うもの

【ただし、口頭指摘や助言を行う場合は、法人と指導の内容に関する認識を共有できるよう配慮

する必要がある。（実施要綱の5の（1））とされており、指導監査に関するQ&Aにおいても、

「所轄庁において文書指摘又は口頭指摘等に関して適切に区分した上で、公文書の形式で行うことを妨げるものではない。」と示されていることから、本市においては、口頭指摘及び助言についても公文書で通知している。】

3 主な文書指摘・口頭指摘事項

文書指摘及び口頭指摘事項の主な内容は、次のとおりである。

（1）組織運営

① 定款

- ・定款第1条に規定する社会福祉事業の種類について、一時預かり事業が定められていないので、定款を改めること。また、第28条に規定する基本財産について、登記の記載と一部齟齬があるので、改められたい。

② 役員構成等

該当事項なし

③ 評議員・評議員会

該当事項なし

④ 理事・理事会

該当事項なし

⑤ 監事

該当事項なし

⑦ その他

該当事項なし

(2) 事業

① 事業一般

該当事項なし

(3) 管理

① 人事管理

該当事項なし

② 資産管理

該当事項なし

③ 会計管理

ア 予算

該当事項なし

イ 規程・体制

- ・経理規程第32条において、「出納職員は、現金について、入出金のあった日の現金出納終了後、その残高について実査の内容を記載した金種別表と帳簿残高を立会人とともに照合」とされているが以下の問題があった。

入出金のあったすべての日に現金実査は行われていないため、経理規定通りの実査を行う、または、実態に合わせて経理規定を改定すること。一部の拠点において金種別表が作成されていないため、作成すること。

- ・令和4年3月取得のリコー複合機及び令和5年1月取得のパソコン1台について、相見積りの入手が実施されていなかった。100千円以上1,000千円未満の物品購入については経理規程第71条第4項に基づき、2社以上の相見積もりを入手する、または、特命随意契約による場合はその理由書を作成すること。
- ・経理規程第30条において、「現金について、毎月末日及び不足の都度精算を行い、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告しなければならない」とされている。
一部の施設において、現金が確認されていることの証跡が残っていない。確認したこ

とがわかるようにしておくこと。

また、事後的に未精算の支出があることが判明し、現金出納帳が過去にさかのぼって修正されていた。毎月末日に現金残高を確認していることの意味がなくなってしまうため、現金出納帳について、過去にさかのぼって修正はしないこと。また、必ず現金の出納日で記帳を行うこと。

ウ 会計処理

- ・固定資産の取得年月日について、支払日にて登録されている資産があった。取得年月日は実際に物品が納入され利用可能となった時点とすること。
- ・賞与引当金について、算定された見込み額に90%を乗じて引当金額としている。賞与引当金の計上に当たっては算定された見込み額通り計上すること。
- ・経理規程第32条において「会計責任者は・・・月次試算表を作成し・・・翌月末日までに理事長に提出しなければならない」とされている。

一部の施設において、月次試算表が理事長に提出され確認されていることの証跡が残っていない。確認したことがわかるようにしておくこと。

- ・給与規定第25条第6項の規定により、6月に支給される見込みの賞与について決算時に賞与引当金として計上する必要がある。

法人では重要性がないという判断で、賞与引当金を計上していないが、令和4年6月の支給実績によると、重要性がないとは言えない。合理的な算定方法（過去の支給実績や3月末在籍者の支給給与総額から算定するなど）に基づき賞与引当金を計上すること。

エ 会計帳簿

- ・経理規程第56条において「固定資産のうち・・・減価償却資産については定額法による減価償却を実施する」とされているが、計算書類に対する注記においては定率法と記載されている。定額法に記載を修正すること。
- ・計算書類に対する注記（法人全体用）の「3. 重要な会計方針の変更」について、なにも記載されていない。変更の事実がなければ「該当なし」と記載すること。拠点区分ごとの注記も同様である。
- ・計算書類に対する注記（法人全体用）の「11. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益」について、「該当なし」との記載と「越前信用金庫出資金」の記載が重複して記載されている。「越前信用金庫出資金」は満期保有目的の債権には該当しないため、「該当なし」との記載のみとすること。
- ・計算書類に対する注記（法人本部拠点区分用）の「10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益」について、「該当なし」との記載と「越前信用金庫出資金」の記載が重複して記載されている。「越前信用金庫出資金」は満期保有目的の債権には該当しないため、「該当なし」との記載のみとすること。
- ・計算書類に対する注記（拠点区分用）の「10. 満期保有目的の債権の内訳並びに帳簿価格、時価及び評価損益」について、債権額等の内容が記載されている。「該当なし」

との記載とすること。

- ・経理規程第30条第1項において「出納職員は、現金について、その残高と帳簿残高を照合し、会計責任者に報告しなければならない」とされており、適宜実施されている。しかし、会計期末である3月31日において現物確認が実施されていない。期末日においては可能な限り現物確認を実施すること。
- ・附属明細書別紙3②積立金・積立資産明細書について、退職給付引当資産を追記すること。また、摘要欄に「退職給付引当金に対応して積み立てる」との記載が必要である。

オ 決算及び計算関係書類

該当事項なし

カ その他

該当事項なし

以上